

◎愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法

(令和七年一二月一〇日法律第八五号) (衆)

一、提案理由 (令和七年十一月二七日・衆議院本会議)

○斎藤洋明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会の円滑かつ安全な実施を確保するため、国は、大会の準備又は運営に要する経費について、その一部を補助することができることとするとともに、寄附金付郵便葉書等の発行の特例及び電波法の特例の措置を講ずるものであります。

本案は、昨十一月二十六日、文部科学委員会において、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることと決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関し、愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する決議が行われましたことを申し添えます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議 (令和七年十一月二六日)

二〇二六年に行われる愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会は、国際親善、スポーツ振興等に大きな意義を有するものとして、政府は、大会運営に当たる公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 (以下「組織委員会」という。) に協力する一方で、財政健全化が緊要な課題であることに鑑み、簡素を旨とし、国によるいかなる負担も助成も行わないことを二〇一八年に閣議了解している。

愛知県及び名古屋市においては、大会の成功に向けて最大限の経費の削減等を図りつつ適切に準備が進められているものと認められるが、開催まで一年を切ったいま、最近における建設資材や人件費の高騰など、開催都市に決定した当時には想定することが困難な社会経済情勢の急激な変化に的確に対応する必要性が生じてきている。

このような状況を踏まえ、閣議了解の重さを十分認識しつつも、二〇一八年の閣議了解当時には想定することが困難なほどの社会経済情勢の急激な変化等を背景とした極めて特別な事情があることから、今回の措置は前例としないことを前提に、大会の円滑かつ安全な実施に万全を期すために「愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今後、同種の国際大会に対し、国が補助する際には、現下の厳しい財政事情を踏まえて、その必要性等について十分検討を行い、真に必要なものに限って行うこと。
- 二 国の補助の実施に当たっては、組織委員会から業務を受託した業者が更に当該業務を他の業者に委託する場合など数次委託が行われ、又は見込まれる場合において当事

者間における紛争の適切な予防・解決を確保するための措置を講ずるとともに、国民への情報公開・説明を行うことを、組織委員会に対して求めること。

右決議する。

二、参議院文教科学委員長報告（令和七年一二月三日）

○熊谷裕人君 ただいま議題となりました本法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長の提出によるものであり、令和八年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、最近における社会経済情勢の急激な変化に対して経費の削減等を図りつつ的確に対応するとともに、これらの競技大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するために、必要な特別措置について定めようとするものであります。

委員会におきまして、過去に我が国で開催された国際スポーツ大会等に係る特別措置法との比較、組織委員会及び開催自治体の説明責任等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。